

墨 田 区 告 示 第 3 0 5 号

別紙の者に係る税務関係書類は、その住所、居所、事務所及び事業所がともに明らかでなく、送達することができないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び墨田区特別区税条例第6条の規定に基づき、公示する。

なお、本書類は、本区区民部税務課において保管しているので、送達を受けるべき者の申出があった場合には、いつでもこれを交付する。

令 和 8 年 7 月 1 日

墨田区長 山 本 亨

【担当】

墨田区区民部税務課

03-5608-6135